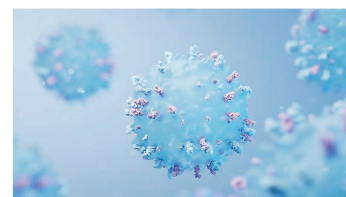
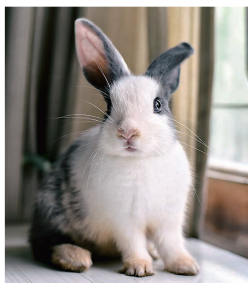


第25回 定時株主総会招集ご通知

東証プライム証券コード 8715

www.anicom.co.jp



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第25回定時株主総会の招集ご通知をお送り申し上げます。

2024年度、アニコムグループは「予防型保険会社」への進化をさらに加速し、どうぶつたちの健康寿命の延伸に資する事業モデルの構築に取り組んでまいりました。

本年度は、「獲得免疫の健全化」を軸とした疾患予防の新たな戦略に注力いたします。どうぶつたちが本来持つべき免疫機能の成熟には、多様な自然抗原に触れることが重要であるとの知見に基づき、食材の多様性をはじめとする食事ケアの見直しを進めております。また、歯周病菌が腸内環境や全身疾患の発症に影響を及ぼす可能性が明らかになる中、口腔ケアも予防医療の柱の一つとして位置づけました。

さらに、腸内細菌叢の多様性低下がリンパ組織の炎症を介してがんの発症に寄与するという「がんワープ理論」の提唱に至り、これまでに定性的に語られていた健康維持の概念が、より科学的・定量的に把握可能となりつつあります。

これらの研究と実践は、当社が保有する保険・医療・検査・物販等にまたがる垂直統合型のプラットフォームによって支えられています。私たちは、「すべての病気は腸から」「歯周病は万病のもと」という視点を重視し、予防を通じた疾患抑制と企業価値の創出を同時に実現することを目指しております。

アニコムグループは、どうぶつたちを心から愛する価値観を軸に、科学と感性を融合させた独自の取り組みにより、どうぶつたちとそこにご家族に笑顔を届けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

アニコム ホールディングス株式会社
代表取締役

い森伸昭



証券コード：8715

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
アニコム ホールディングス株式会社
代 表 取 締 役 小 森 伸 昭

第25回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>)



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



東証ウェブサイトにアクセスして、会社名「アニコム」又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁の「議決権行使のご案内」に従いまして、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月24日（火曜日）午後2時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

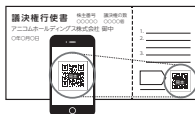
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

1 インターネットでの議決権行使する方法



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマートフォン等の場合「スマート行使」

スマートフォン等により議決権行使書用紙の専用QRコードを読み取ることで、1回に限り、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。ログイン後、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。



パソコンの場合(2回目以降のスマートフォン等の場合)

議決権行使サイトにアクセスのうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

行使期限 2025年6月23日(月曜日)午後6時入力完了分まで有効

2 書面(郵送)での議決権行使する方法



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月23日(月曜日)午後6時到着分まで有効

3 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月24日(火曜日)午後2時

《議決権の取り扱い》

- (1) 書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 各議案につき賛否の表示をされない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

《ご参考》

機関投資家の皆様につきましては、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

事前質問の受付についてのご案内

第25回定時株主総会の開催に先立ち、当社経営や事業に関するご質問をお受けいたします。株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予定です。

受付期間

2025年6月9日（月）から2025年6月17日（火）午後6時まで

入力方法

<https://forms.office.com/r/2J7KkSqVc3>

URLもしくはQRコードより、質問受付専用サイトにアクセスし、
「事前質問受付フォーム」に入力してください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



<ご留意事項>

- ▶ ご質問・ご意見をご登録できるのは株主様ご本人に限ります。
- ▶ ご質問・ご意見を承りますが、回答をお約束するものではありません。また、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ▶ 招集通知に同封の議決権行使書用紙をご用意いただき、株主番号等の入力をお願いいたします。ご入力いただいた内容に不備があった場合は、ご質問等はなかったものとして取り扱わせていただきます。
- ▶ ご入力いただいた個人情報はご質問の回答のためだけに使用させていただきます。詳しくは、当社プライバシーポリシー（<https://www.anicom.co.jp/policy/>）をご覧ください。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

(1)事業報告の以下の事項

「企業集団の主要な事務所の状況」「責任限定契約・補償契約」「新株予約権等に関する事項」

「会計監査人に関するその他の事項」「業務の適正を確保するための体制」「特定完全子会社に関する事項」

(2)連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）

(3)計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元が重要な経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益配分を行っていくことを基本方針としております。

この方針のもと、「中期経営計画2022-2024」においては、第二期創業期における経営ビジョンに沿って、更なる企業価値の向上を実現すると同時に、資本・リスク・リターンバランスを取りながら、段階的な株主還元の改善を図り、最終年度である当連結会計年度に向けて配当性向20%水準を目指してまいりました。

こうした方針及び足元の堅調な業績推移も踏まえて検討した結果、当期の期末配当金につきましては、3円の増配とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

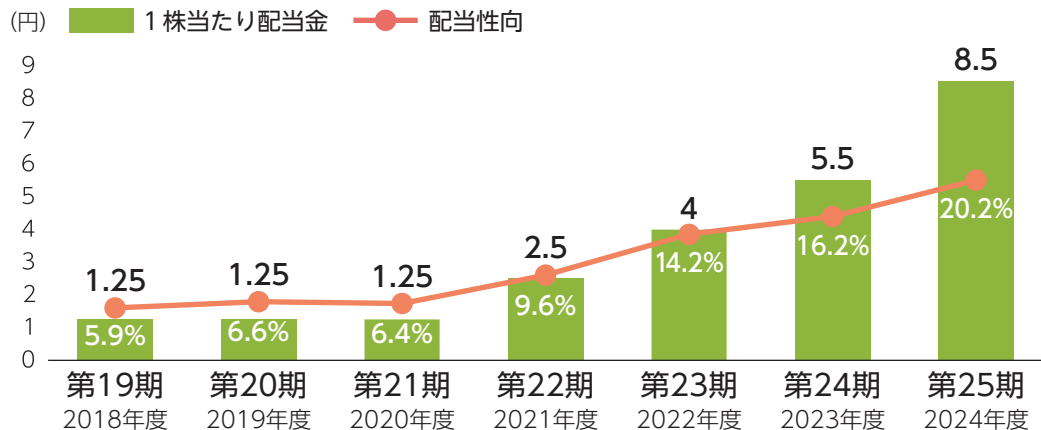
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 **8円50銭** 総額は**636,946,888円**

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

(ご参考) 株主還元の実績



(注) 当社は、2020年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。2018年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり配当金」を算定しております。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役4名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	性別	当社における 地位	取締役会 出席状況
1	再任 こもり のぶ あき 小 森 伸 昭	男性	代表取締役 社長執行役員	100% (14回/14回)
2	再任 もも せ ゆ み こ 百 瀬 由美子	女性	代表取締役 副社長執行役員	100% (14回/14回)
3	再任 社外 独立 た なか えい いち 田 中 栄 一	男性	取締役	100% (14回/14回)
4	再任 社外 独立 しょう やま かつ お 尚 山 勝 男	男性	取締役	100% (14回/14回)
5	再任 社外 独立 デイビッド・G・リット	男性	取締役	100% (14回/14回)
6	再任 社外 独立 たけ み ひろ みつ 武 見 浩 充	男性	取締役	100% (14回/14回)



候補者番号

1

こ もり のぶ あき
小 森 伸 昭

(1969年5月2日生)

再 任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1992年 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社
2000年 当社設立 代表取締役社長
2017年 株式会社AHB 取締役（現任）
2018年 アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員（現任）
2018年 当社 代表取締役・社長執行役員（現任）
2020年 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役（現任）
2021年 アニコム パフェ株式会社 取締役（現任）
(担当)
総括、内部監査室

所有する当社の株式数

1,671,700株

在任年数

24年11ヶ月

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の創業者であり、2000年の創業以来、代表取締役として当社グループの経営全般を統括し経営を牽引してまいりました。損害保険事業に関する十分な知識・経験に加え、会社経営に必要な広範な知識・経験・判断力を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

もも せ ゆ み こ
百瀬 由美子

(1967年9月8日生)

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1991年 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社
2000年 当社 入社
2003年 当社 取締役
2005年 当社 常務取締役
2010年 アニコム損害保険株式会社 常務取締役
2015年 同社 専務取締役
2018年 同社 取締役・専務執行役員（現任）
2018年 当社 専務執行役員
2020年 当社 取締役・専務執行役員
2022年 当社 代表取締役・副社長執行役員（現任）
(担当)

所有する当社の株式数

855,700株

在任年数

5年

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

リスク管理部、人事管理部、知的財産部

取締役候補者とした理由

同氏は、当社創業メンバーの一人であり、2000年の創業以来、当社グループの経営全般に関与してきており、現在は、当社の代表取締役副社長執行役員として人事及びリスク管理の各部門を担当し、内部管理体制の強化に貢献するとともに、知的財産部門を担当し、当社グループの知的財産戦略の推進に貢献しております。これらの経験を通じて、保険会社グループとしての会社経営に必要な知識・経験・判断力を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

た なか えい いち
田 中 栄 一

(1953年11月25日生)

再 任

社 外

独 立

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1978年 郵政省 入省
2007年 総務省 総合通信基盤局 電波部長
2008年 同省 大臣官房総括審議官
2010年 同省 大臣官房長
2010年 同省 情報流通行政局長
2012年 同省 総務審議官
2013年 損保ジャパン日本興亜株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社） 顧問
2015年 NTTコミュニケーションズ株式会社 常務取締役
2019年 一般財団法人放送セキュリティセンター 理事長
2019年 GCストーリー株式会社 監査役（現任）
2020年 当社 社外取締役（現任）

所有する当社の株式数

-

在任年数

5年

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、郵政省及び総務省の要職を歴任されてきたことに加え、NTTコミュニケーションズ株式会社では、会社経営に関与されるとともに、事業とSDGsを関連付けた取組みにも深く携われてこられました。SDGsへの企業の貢献が期待される中、これらの経験を通じて培われた専門的な知識等を当社の経営に活かし、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

しょう

やま

かつ

お

尚山 勝男 (1955年2月21日生)

再任

社外

独立

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1978年 アサヒビール株式会社 (現 アサヒグループホールディングス株式会社) 入社
2008年 同社 理事 東関東統括本部長
2011年 同社 執行役員 中国統括本部長
2013年 株式会社エルビー 代表取締役社長
2016年 アサヒグループ食品株式会社 専務取締役
2017年 同社 代表取締役社長
2021年 アサヒグループホールディングス株式会社 社友 (現任)
2022年 亀田製菓株式会社 社外取締役 (現任)
2022年 当社 社外取締役 (現任)

所有する当社の株式数

-

在任年数

3年

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、アサヒビール株式会社などにおいて要職を歴任されるとともに、アサヒグループ食品株式会社において代表取締役社長を務められるなど、企業経営や食品事業に関する豊富な経験・見識を有しています。これらの経験や見識に基づき、当社グループにおいて取組む様々な事業など当社経営に対する助言や指導を行っていただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

デイビッド・G・リット (1962年10月10日生)

再任

社外

独立

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1988年 米国第9巡回区控訴裁判所アルフレッド・T・グッドウィン判事付書記官
1989年 米国カリフォルニア州弁護士登録
1990年 米国最高裁判所アンソニー・M・ケネディー判事付書記官
1991年 コロンビア特別区弁護士登録
1991年 O'Melveny & Myers LLP 入所 弁護士
2007年 モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所入所 弁護士
2012年 株式会社デネブ再生可能エネルギー 代表取締役最高経営責任者
2015年 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 (現任)
2020年 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所入所 外国法事務弁護士 (現任)
2022年 当社 社外取締役 (現任)

所有する当社の株式数

-

在任年数

3年

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、慶應義塾大学ロースクール教授、外国法事務弁護士としての豊富な経験と国際法務の分野における専門的な知見に加え、再生エネルギー企業の代表取締役を務められるなど企業経営やSDGsの分野においても知見を有しています。これらの経験や知識・見識に基づき、当社経営に対する適切な助言や適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

たけ み ひろ みつ
武見 浩充

(1952年12月16日生)

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

所有する当社の株式数	-	1975年	日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行
在任年数	3年	1982年	米ロチェスター大学 経営大学院 修了 MBA
取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)	1998年	米ハーバードビジネススクール AMP（上級管理職プログラム）修了
		2001年	設備投資研究所 副所長
		2004年	株式会社新銀行東京（現 株式会社きらぼし銀行）執行役
		2006年	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授（分野：（経営学）コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス）
		2007年	千葉商科大学大学院政策研究科博士課程 修了 博士（政策研究）
		2017年	当社 社外監査役
		2022年	当社 社外取締役（現任）
		2023年	千葉商科大学 名誉教授 同会計大学院会計ファイナンス研究科 客員教授（分野：コーポレート・ガバナンス、企業倫理、ファイナンス、経済学）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、深い学識に裏付けられたコーポレート・ガバナンス及びコーポレート・ファイナンスに関する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、金融機関において経営に関与された経験も有しており、これらの幅広い経験や知見を当社の経営に活かし、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中栄一氏、尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏及び武見浩充氏は、社外取締役候補者であります。田中栄一氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年であり、尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏及び武見浩充氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。なお、当社は、田中栄一氏、尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏及び武見浩充氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、田中栄一氏、尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏及び武見浩充氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 百瀬由美子氏の所有する当社の株式数は、特定有価証券信託にて保有する株式を含めた実質所有株式数を記載しております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告2.(4)役員等賠償責任保険契約の概要に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役の岩本康一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



岸本 有巨 (1973年6月4日生)

新任
社外
独立

〔略歴、地位及び重要な兼職の状況〕

2004年 雨宮眞也法律事務所入所
2008年 雨宮眞也法律事務所 パートナー就任
2010年 中央大学法学部 非常勤講師
2013年 原子力紛争解決センター仲介委員
2014年 中野区情報公開・個人情報保護審査会委員（現任）
2016年 鑑橋法律事務所開設
2020年 弁護士法人鑑橋法律事務所設立 代表弁護士（現任）
2020年 アニコム損害保険株式会社 社外監査役（現任）

所有する当社の株式数

3,000株

社外監査役候補者とした理由

同氏は、企業法務分野を中心に幅広い分野で実務経験を有する弁護士であり、現在は法律事務所の代表弁護士として多様な案件に携わられております。2020年よりアニコム損害保険株式会社の社外監査役として監査に携わっていただいております。当社グループの経営理念をはじめ事業内容やリスク特性、内部統制の実情に対する深い理解を有しております。また、行政機関や第三者機関においても審査や紛争解決に係る業務に長年従事されるなど、法制度や社会的規範に対する理解と中立的な判断力を当社のガバナンスや内部統制の強化及び経営管理の健全性向上に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 岸本有巨氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岸本有巨氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、2020年6月よりアニコム損害保険株式会社の社外監査役であります。2025年6月24日開催予定の同定時株主総会終結の時をもって辞任する予定です。また、同氏の選任が承認された場合には、同氏を新たに株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 岸本有巨氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告2.(4)役員等賠償責任保険契約の概要に記載のとおりです。岸本有巨氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 社外取締役及び社外監査役（候補者含む）の専門性と経験（スキルマトリックス）

		企業経営	財務・ 会計・ ファイ ナンス	人材 マネジ メント	リスク マネジ メント	法務・コ ンプライ アンス	研究開 発・生 命科学	国際性
取締役	田 中 栄 一	●		●	●			
	尚 山 勝 男	●		●	●			
	デイビッド・G・リット	●			●	●		●
	武 見 浩 充	●	●	●				
監査役	伊 藤 公 一						●	●
	青 山 慶 二		●			●		●
	岸 本 有 巨				●	●		

(ご参考) 取締役・監査役候補者の選任方針

当社グループの経営戦略・経営課題について客観的かつ多角的な視点で議論を行うことを目的として幅広い分野において高い知見を持つ経営者等を選定しており、「グループコーポレートガバナンス基本方針」において、取締役及び監査役の選任方針について以下のとおり定めています。

(取締役の選任要件)

- 1 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。
- 2 当社及びアニコム損害保険株式会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
- 3 アニコム損害保険株式会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(監査役の選任要件)

- 1 当社及びアニコム損害保険株式会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。
- 2 当社及びアニコム損害保険株式会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
- 3 アニコム損害保険株式会社の監査役は、前2項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(ご参考) 社外取締役の独立性に関する基準

金融商品取引所が定める要件及び基準に従い、「グループコーポレートガバナンス基本方針」において、社外役員の独立性判断基準について以下のとおり定めています。

当社の社外取締役及び社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ① 当社又はその子会社の業務執行者である者
- ② 過去10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者であった者
- ③ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社又はアニコム損害保険株式会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。）又はその業務執行者である者
- ④ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社の主要な取引先である者（直近事業年度における当社又はアニコム損害保険株式会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。）又はその業務執行者である者
- ⑤ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者である者
- ⑥ 当社又はアニコム損害保険株式会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額（1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるものの業務執行者である者
- ⑦ 当社又はその子会社の取締役、監査役又は執行役員の配偶者又は三親等以内の親族である者
- ⑧ 当社又はアニコム損害保険株式会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額（1,000万円又は当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるもの
- ⑨ 直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者又はその業務執行者である者

以上

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告

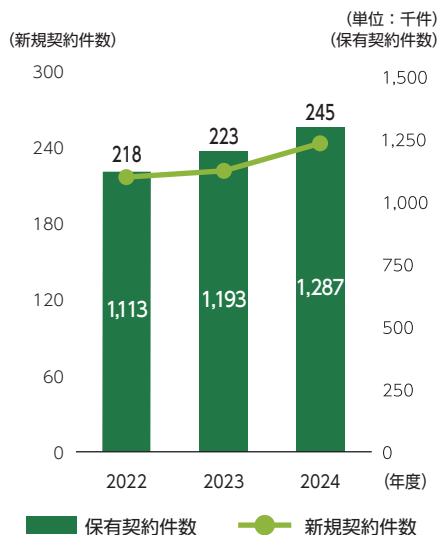
1. 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

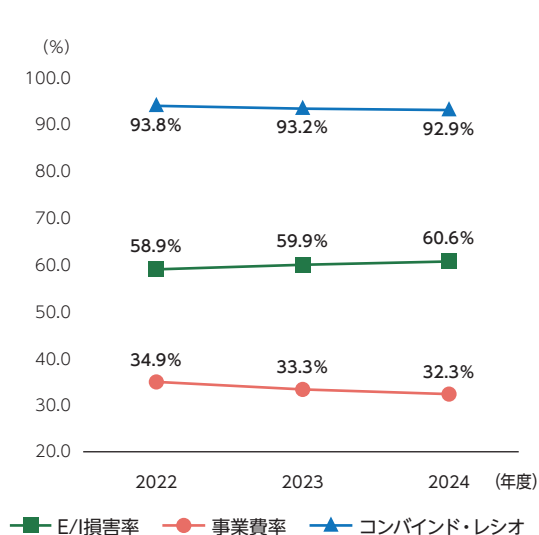
アニコムグループは、保険持株会社である当社、アニコム損害保険株式会社をはじめとした連結子会社5社により構成されており、損害保険事業（ペット保険事業）を中心に、動物病院支援事業、保険代理店事業、動物医療分野における臨床・研究事業に加えて、ブリーダーマッチングサイトの運営事業、ブリーディング事業等のサービスを提供しております。

当社グループの中核子会社であるアニコム損害保険株式会社の重点施策と位置付けている「ペット保険の更なる収益力向上」に向け、堅調なペット飼育需要の継続に加え、販売チャネルの営業活動強化の様々な取組みや他社からの契約移管により、保有契約数は1,287,923件（前期末から94,363件の増加・同7.9%増）と、順調に増加しております。また、E/I損害率^{注1)}については、ペットの平均寿命の伸長やどうぶつ医療の高度化、インフレの影響による診療費の高止まりなどにより、60.6%と前年度比で0.7pt上昇いたしました。既経過保険料ベース事業費率^{注2)}は、規模拡大へ向けた積極投資や業務効率化及び経費削減の取組みによって、32.3%と前年度比で1.0pt改善いたしました。この結果、両者を合算したコンバインド・レシオ（既経過保険料ベース）は前年度比で0.3pt改善し92.9%となりました。

【新規契約件数・保有契約件数の推移】



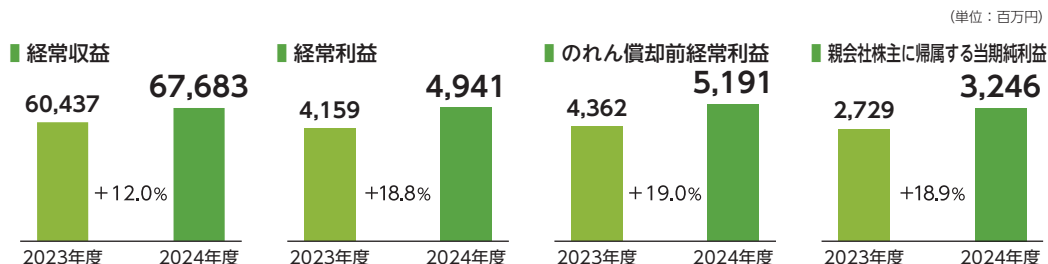
【E/I損害率・事業費率・コンバインド・レシオの推移】



また、当社グループでは、引き続き第二期創業期の歩みを加速させる取組みを推進しております。あらゆるデータから、病気・ケガを分析し、「入って健康になる」予防型保険会社グループへ成長するため、新規事業の重点施策に対する取組みを、どうぶつのライフステージの川上から川下まで幅広く展開しております。川上での科学・技術・データに医療のサポートを加えたブリーディングやマッチングサイト運営を通じたブリーダー支援に加え、川中では「どうぶつ健活」によるどうぶつの健康チェックの普及、各検査をキーにした口腔・腸内ケア商材の開発・販売等の健康イノベーション事業の拡大を進めております。更に川下においては、どうぶつ医療における高度先進医療（手術支援ロボット、細胞治療、再生医療）を実用化し拡大を図るとともに、カルテ管理システム事業の拡大（予約システム等の機能の充実）等とあわせ、データの更なる活用による予防法の開発、ペット関連事業の領域拡大を目指しております。

以上の結果、当社グループにおける連結成績は次のとおりとなりました。

保険引受収益58,862百万円（前期比8.5%増）、資産運用収益1,586百万円（同116.2%増）、新規事業等を含むその他経常収益7,235百万円（同33.2%増）を合計した経常収益は67,683百万円（同12.0%増）となりました。一方、保険引受費用41,928百万円（同9.1%増）、営業費及び一般管理費17,857百万円（同13.0%増）などを合計した経常費用は62,742百万円（同11.5%増）となりました。この結果、経常利益は4,941百万円（同18.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,246百万円（同18.9%増）となりました。



注1) E/I損害率：発生ベースでの損害率

(正味支払保険金+支払備金増減額+損害調査費) ÷ 既経過保険料にて算出

注2) 既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの保険料（既経過保険料）に対する発生ベースの事業費率
 損保事業費 ÷ 既経過保険料にて算出

(対処すべき課題)

近年、日本の15歳未満の人口は減少を続けており、約1,400万人である一方、犬猫の飼育頭数はそれを上回る約1,600万頭と推計されており、ペット業界の市場規模も2023年には1兆8,629億円へと伸長しています。また、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻等を経て人々の不安や孤独を癒す存在としてペットの需要はますます高まっています。その結果、保険市場においてペット保険がとりわけ注目されるようになり、主要な保険会社による参入が相次ぐこととなりました。

当社グループは、それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、分業協力すること

で、世界中に「ありがとう」を拡大することを経営理念としています。その実現のため、2000年の創業以来「予防型ペット保険の確立」に注力してまいりました。生まれながらに遺伝的脆弱性を抱えるペットの健康のためには、後天的なケアが重要です。当社グループでは、加入動物120万頭超、日々1万件以上の診療情報による膨大なデータを活用し、病気のリスクを高める要因の特定や発症確率の解明を進めています。その分析結果から、遺伝的脆弱性をカバーするキーとなるものが、腸内細菌叢の多様性と口腔ケアであると考え、さらに研究を重ねております。また、当社グループの事業領域も、引き続き保険事業を中心としつつも川上の「ブリーディング・子犬猫のマッチングサポート」、川中の「健診付き保険・口腔・腸内ケア商材等の提供」、川下の「医療の提供」等と、新たな健康増進施策の機動的な投入を可能にするとともに、これまで当社グループを率いてきた保険事業にも好影響を与えあう有機的ポートフォリオを形成するに至りました。

「中期経営計画2025-2027」の初年度となる2025年度においては、ペット保険の更なる普及と進化^{注1)}、及び保険事業とのシナジー創出事業の拡大^{注2)}を通じて、ペット業界の発展と社会発展が同調するサステナブルな業界へ変革させ、同時に当社グループの着実な利益成長と資本効率の向上を進めてまいります。また、これらを支えるデータ収集基盤の活用と、特許を含めた知財化をより一層推進することで、中・長期的な持続的成長を目指してまいります。

注1) 継続率向上・ホワイトレーベルの推進等のペット保険の独自性追求、保険金の削減・損害率改善、販売チャネルの更なる拡大を含む保険獲得コストの削減、オペレーション改善等

注2) 口腔ケア・腸内ケア商材を中心とした健康イノベーション事業の拡大、マッチングサイト及びブリーディングサポート事業の拡大、手術支援ロボットを活用した高度先進医療の実用化と拡大

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分				2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当期)
経	常	収	益	百万円 53,022	百万円 56,528	百万円 60,437	百万円 67,683
経	常	利	益	3,166	3,685	4,159	4,941
親会社株主に帰属する当期純利益				2,112	2,284	2,729	3,246
包	括	利	益	1,700	1,071	3,036	2,526
純		資	産	27,316	28,184	30,152	28,066
総		資	産	58,635	61,407	66,357	72,494

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当期)
営 業 収 益		百万円 1,803	百万円 2,832	百万円 5,402	百万円 2,507
	受 取 配 当 金	105	1,022	3,813	1,018
	保 険 業 を 営 む 子 会 社 等	101	1,018	3,809	1,018
	そ の 他 の 子 会 社 等	3	3	3	－
当 期 純 利 益		0	1,158	4,371	918
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		0円 00銭	14円 26銭	54円 49銭	11円 88銭
総 資 産		百万円 22,760	百万円 23,463	百万円 26,602	百万円 28,865
	保 険 業 を 営 む 子 会 社 等 株 式 等	10,214	10,214	10,214	10,214
	そ の 他 の 子 会 社 等 株 式 等	6,101	7,720	8,662	11,677

(注)「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況（2025年3月31日現在）

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

(4) 企業集団の使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減（△）
使 用 人	933名	974名	41名

（注）使用人は就業人員（アニコムグループ外からの出向者を含む）であり、兼務役員、休職者、アニコムグループ外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減（△）	当 期 末 現 在		
				平 均 年 齢	平均勤続年数	平均給与月額
使 用 人	35名	37名	2名	42.0歳	6.7年	619千円

（注） 1. 使用人は就業人員（社外からの出向者を含む）であり、兼務役員、休職者、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位を切り捨てて小数第1位まで表示しております。
3. 平均勤続年数はアニコムグループにおける在籍期間を通算しております。
4. 平均給与月額は基準外給与を含んでおります。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(6) 企業集団の資金調達の状況

2024年11月1日に第2回無担保社債を発行し、50億円の資金調達を行いました。

(7) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

設備投資の総額	1,163百万円
---------	----------

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況（2025年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 な 事 業 内 容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備 考
アニコム損害保険株式会社	東京都 新宿区	損害保険事業	2006年 1月26日	6,550百万円	100%	－
アニコムパフェ株式会社	東京都 新宿区	動物病院支援事業	2004年 12月24日	50百万円	100%	－
アニコム先進医療研究所株式会社	東京都 新宿区	動物医療分野における 臨床・研究事業等	2014年 1月24日	50百万円	100%	－
株式会社シムネット	宮城県 仙台市	ペット向けインターネットサービス事業	2001年 3月2日	100百万円	100%	－
株式会社フローエンス	千葉県 原市	ブリーディング事業	2020年 4月15日	100百万円	100%	－

(注) 本表には、子会社等のうち重要なものを記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

当社は、2025年1月31日に、株式会社フローエンスの株式を全取得し、完全子会社といたしました。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況（2025年3月31日現在）

氏名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
小 森 伸 昭	代表取締役・社長執行役員 担当：総括、内部監査室	アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員 株式会社AHB 取締役 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役 アニコム パフェ株式会社 取締役	－
百 瀬 由 美 子	代表取締役・副社長執行役員 担当：リスク管理部、 人事管理部、知的財産部	アニコム損害保険株式会社 取締役・専務執行役員	－
田 中 栄 一	取 締 役 (社 外 取 締 役)	GCストーリー株式会社 監査役	－
尚 山 勝 男	取 締 役 (社 外 取 締 役)	アサヒグループホールディングス株式会社 社友 亀田製菓株式会社 社外取締役	－

氏名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
デイビッド・G・リット	取 締 役 (社 外 取 締 役)	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 外国法事務弁護士	－
武 見 浩 充	取 締 役 (社 外 取 締 役)	千葉商科大学 名誉教授 同会計大学院会計ファイナンス研究科 客員教授	－
須 田 一 夫	常 勤 監 査 役	アニコム パフェ株式会社 監査役 アニコム先進医療研究所株式会社 監査役 株式会社シムネット 監査役 株式会社フローエンス 監査役	(注) 3、 4
花 岡 慎	監 査 役	Value Financial Holdings株式会社 取締役副社長執行役員 株式会社バリュー・エージェント 取締役副社長執行役員	(注) 5、 6、7
岩 本 康一郎	監 査 役 (社 外 監 査 役)	岩本法律事務所 弁護士	－
伊 藤 公 一	監 査 役 (社 外 監 査 役)	東京大学大学院 特任准教授	(注) 8
青 山 慶 二	監 査 役 (社 外 監 査 役)	ジェネシスヘルスケア株式会社 社外監査役 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授・特命教 授	(注) 9

- (注) 1. 社外取締役又は社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 当社は、取締役田中栄一氏、尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏及び武見浩充氏並びに監査役岩本康一郎氏、伊藤公一氏及び青山慶二氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役須田一夫氏は、損害保険会社での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役須田一夫氏は、2024年6月28日付で株式会社フローエンスの監査役に就任いたしました。
5. 監査役花岡慎氏は、2024年5月1日付でValue Group株式会社の取締役副社長執行役員に就任いたしました。
6. 監査役花岡慎氏が兼職しているValue Group株式会社は、2025年1月1日付で社名をValue Financial Holdings株式会社に更改いたしました。
7. 監査役花岡慎氏は、2024年5月1日付で株式会社バリュー・エージェントの取締役副社長執行役員に就任いたしました。
8. 監査役伊藤公一氏は、2025年5月1日付で東京大学大学院の特任教授に就任いたしました。
9. 監査役青山慶二氏は、国税庁での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年3月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	野田 真吾	社長補佐
常務執行役員	高橋 祐幸	グループ統括データ戦略部
執行役員	河野 寛貴	経営企画部、財務経理部
執行役員	永井 真樹子	コンプライアンス推進部
執行役員	田村 勝利	経営企画部（健康イノベーション事業）

(1)2024年7月1日付で、高橋祐幸氏が常務執行役員に新たに選任され就任いたしました。

(2)2024年7月1日付で、田村勝利氏が執行役員に新たに選任され就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、グループコーポレートガバナンス基本方針において取締役の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めており、その概要は以下のとおりです。

- ・役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保すること
- ・人と動物の共生する社会の実現に向けて、ペット業界のリーディングカンパニーとしての役割を認識し、企業文化と整合したイノベーティブな成長戦略の遂行や当社グループの持続的な成長を動機づけるものであること
- ・当社グループが求める経営者としてのあるべき姿に適う人材を確保・維持できる報酬水準であること
- ・業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化すること

また、決定方針は、指名・報酬・ガバナンス委員会での審議を踏まえ、取締役会にて決議しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社では、2015年6月24日に開催された株主総会において、取締役の報酬額を年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること及び監査役の報酬額を年額1億円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役（担当 総括、内部監査室）小森 伸昭に対し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。

代表取締役が委任をした理由は、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、グループコーポレートガバナンス基本方針において、取締役の報酬の額については、当社グループの業績、経済環境及び社会情勢等を考慮したものとし、任意の諮問委員会である指名・報酬・ガバナンス委員会での答申を尊重したうえで、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内において決定するものとするを定めており、当該手続きを経て取締役の個人の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の額の決定過程における委員会の活動内容

当社では、取締役会の諮問機関として、当社及びアニコム損害保険株式会社の社外取締役5名及び社内取締役2名の7名で構成される指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しています。同委員会は、原則、年2回開催することとし、その中で、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の選解任・指名・業績評価とともに、報酬の体系及び水準を審議しています。同委員会は、審議した内容を取締役会へ答申し、取締役等の報酬の体系及び水準等を取締役会の決議によって決定することとしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役	6名	176百万円	300百万円
監査役	5名	36百万円	100百万円

- (注) 1. 使用人兼務取締役はありません。
2. 業績連動報酬及び非金銭報酬としての報酬は支払っておりません。

(3) 責任限定契約・補償契約

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

(4) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償や被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の全ての取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
田 中 栄 一 (社 外 取 締 役)	GCストーリー株式会社 監査役
尚 山 勝 男 (社 外 取 締 役)	アサヒグループホールディングス株式会社 社友 亀田製菓株式会社 社外取締役
デイビッド・G・リット (社 外 取 締 役)	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 外国法事務弁護士
武 見 浩 充 (社 外 取 締 役)	千葉商科大学 名誉教授 同会計大学院会計ファイナンス研究科 客員教授
岩 本 康 一 郎 (社 外 監 査 役)	岩本法律事務所 弁護士
伊 藤 公 一 (社 外 監 査 役)	東京大学大学院 特任准教授
青 山 慶 二 (社 外 監 査 役)	ジェネシスヘルスケア株式会社 社外監査役 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授・特命教授

- (注) 1. 社外取締役又は社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 監査役伊藤公一氏は、2025年5月1日付で東京大学大学院の特任教授に就任いたしました。
3. 当社とGCストーリー株式会社、アサヒグループホールディングス株式会社、亀田製菓株式会社、慶應義塾大学大学院、外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所、千葉商科大学大学院、岩本法律事務所、東京大学大学院及びジェネシスヘルスケア株式会社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
田 中 栄 一 (社外取締役)	4年 9ヶ月	当年度に開催した14回の取締役会の全てに出席しました。	郵政省及び総務省の要職を歴任されてきたことに加え、NTTコミュニケーションズ株式会社では、会社経営に関与されるとともに、事業とSDGsを関連付けた取組みにも深く携われてこれしました。SDGsへの企業の貢献が期待される中、これらの経験を通じて培われた専門的な知識・経験等に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。さらに、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員長として活発な審議に参画しております。
尚 山 勝 男 (社外取締役)	2年 9ヶ月	当年度に開催した14回の取締役会の全てに出席しました。	アサヒビール株式会社などにおいて要職を歴任されるとともに、アサヒグループ食品株式会社において代表取締役社長を務められるなど、企業経営や食品事業に関する豊富な経験・見識等を有しています。これらの経験や見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。さらに、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員として活発な審議に参画しております。
デイビッド・G・リット (社外取締役)	2年 9ヶ月	当年度に開催した14回の取締役会の全てに出席しました。	慶應義塾大学ロースクール教授、外国法事務弁護士としての豊富な経験と国際法務の分野における専門的な知見に加え、再生エネルギー企業の代表取締役を務められるなど企業経営やSDGsの分野においても知見を有しています。これらの経験や知識・見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。さらに、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員として活発な審議に参画しております。
武 見 浩 充 (社外取締役)	2年 9ヶ月	当年度に開催した14回の取締役会の全てに出席しました。	深い学識に裏付けられたコーポレート・ガバナンス及びコーポレート・ファイナンスに関する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、金融機関において経営に関与された経験も有しており、これらの幅広い経験や知見に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。さらに、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員として活発な審議に参画しております。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
岩 本 康一郎 (社外監査役)	16年 7ヶ月	当年度に開催した14回の取締役会の全てに、また14回の監査役会の全てに出席しました。	弁護士として法律に関する専門家の見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。
伊 藤 公 一 (社外監査役)	2年 8ヶ月	当年度に開催した14回の取締役会の全てに、また14回の監査役会の全てに出席しました。	東京大学大学院准教授として、生命科学の分野における専門的な知識と経験を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。
青 山 慶 二 (社外監査役)	1年 9ヶ月	当年度に開催した14回の取締役会の全てに、また14回の監査役会の全てに出席しました。	国税庁で税務行政の多様な分野に携わってこられ、企業会計・税務に関する相当の知見に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人員	保険持株会社から 受けている報酬等	保険持株会社の親会社等 から受けている報酬等
報酬等合計	7名	40百万円	なし

- (注) 1. 社外役員に対する報酬等の支給対象者は、取締役4名、監査役3名であります。
2. 業績連動報酬及び非金銭報酬としての報酬は支払っておりません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数（2025年3月31日現在）

発行可能株式総数	普通株式	192,000,000株
発行済株式の総数	普通株式	74,939,160株

(2) 当年度末株主数

普通株式	10,346名
------	---------

(3) 大株主（2025年3月31日現在）

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持 株 数 等 (千株)	持 株 比 率 (%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	12,483	16.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,734	14.3
KOMORIアセットマネジメント株式会社	4,680	6.2
光通信株式会社	3,195	4.3
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,251	3.0
THE BANK OF NEW YORK 133652	2,174	2.9
小森 伸昭	1,671	2.2
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,305	1.7
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,107	1.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,079	1.4

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 新株予約権等に関する事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
E Y 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 津村 健二郎 指定有限責任社員 藤間 信貴	47百万円	6百万円

- (注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は62百万円です。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(2) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である以下の業務の対価として、6百万円を支払っております。

- ・経済価値ベースのソルベンシー規制に関する事前検証業務
- ・コンフォートレター作成業務

(3) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保するための体制

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

9. 特定完全子会社に関する事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、株主に対する利益還元が経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益配分を行っていくことを基本方針としております。

2025年5月に公表した「中期経営計画 2025-2027」におきましては、第二期創業期における経営ビジョンに沿って、更なる企業価値の向上を実現すると同時に、資本・リスク・リターンバランスを取りながら、段階的な株主還元の改善を図り、2027年度に向けて配当性向30%水準を目指すこととしております。

2024年度（2025年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	26,460	保 険 契 約 準 備 金	26,774
有 価 証 券	29,430	支 払 備 金	3,532
貸 付 金	44	責 任 準 備 金	23,242
有 形 固 定 資 産	3,070	社 債	10,000
土 地	881	そ の 他 の 負 債	7,152
建 物	1,315	未 払 法 人 税 等	1,183
リ ー ス 資 産	42	未 払 金	2,994
建 設 仮 勘 定	95	仮 受 金	2,437
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	735	そ の 他 の 負 債	537
無 形 固 定 資 産	3,944	賞 与 引 当 金	325
ソ フ ト ウ エ ア	933	特 別 法 上 の 準 備 金	175
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	583	価 格 変 動 準 備 金	175
の れ ん	2,422	負 債 の 部 合 計	44,427
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3	（ 純 資 産 の 部 ）	
そ の 他 資 産	7,837	株 主 資 本	30,132
共 同 保 険 貸	1	資 本 金	8,202
再 保 険 貸	6	資 本 剰 余 金	7,272
未 収 金	3,672	利 益 剰 余 金	14,660
未 収 保 険 料	729	自 己 株 式	△2
仮 払 金	836	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△1,916
そ の 他 の 資 産	2,591	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,916
繰 延 税 金 資 産	1,764	新 株 予 約 権	△149
貸 倒 引 当 金	△57	純 資 産 の 部 合 計	28,066
資 産 の 部 合 計	72,494	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	72,494

2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目									金 額
経常	引受	収益						67,683	
保険	味	引受	受	収	益			58,862	
正味	収	入	保	険	料			58,862	
資産	産	運	用	収	益			1,586	
利息	及	び	配	当	金	収	入	777	
有価	価	証	券	売	却	却	入	808	
その他の	他	経	常	収	益			7,235	
経常	費	費用						62,742	
保険	味	引支	受	費	用			41,928	
正損	手	害	払調	保	険	金		33,345	
諸支	数	料	及	び	査	金		1,122	
責	払	備	金	繰	入	額		5,235	
資	任	準	備	金	繰	入	額	286	
有価	産	運	用	費	用			1,937	
有為	価	証	券	売	却	損		263	
為替	価	証	券	評	価	損		19	
営業	費	及	び	一	般	管	理	243	
その他の	他	経	常	費	用			0	
支	払		利			息		17,857	
貸倒	引	当	金	繰	入	額		2,693	
その他の	他	の	経	常	費	用		37	
経常	利	益						7	
特別	別	資	産	処	分	益		2,647	
固定	資	産	損	分	損			4,941	
特別	別	資	産	損	分	損		1	
減損	損		損		失			1	
特別	法	上	の	準	備	金	繰	193	
価	格	変	動	準	備	金	繰	123	
税金	等	調	整	前	当	期	純	41	
法人	税	及	び	住	民	税	等	28	
法人	税	等		調	整	額		28	
法人	税	等		合	計			4,749	
当期	純	利	益					1,689	
非支配株主に帰属する当期純損失(△)								△134	
親会社株主に帰属する当期純利益								1,555	
								3,194	
								3,246	

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アニコム ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤間 信貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アニコム ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アニコム ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤間 信貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

アニコム ホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 須 田 一 夫 ㊟
監 査 役 岩 本 康 一 郎 ㊟
監 査 役 花 岡 慎 ㊟
監 査 役 伊 藤 公 一 ㊟
監 査 役 青 山 慶 二 ㊟

(注) 監査役 岩本康一郎、伊藤公一、及び青山慶二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

2024年度決算概要

(1) 全体サマリー

経常収益	67,683 百万円 前年度比 12.0%増(7,246百万円増) 計画対比 2.6%増(1,683百万円増) うち、保険引受収益は前年度比8.5%増(4,588百万円増)
のれん償却前 経常収益	5,191 百万円 前年度比 19.0%増(829百万円増)
経常利益	4,941 百万円 前年度比 18.8%増(781百万円増) 計画対比 2.9%増(141百万円増)
ペット飼育需要や競争環境の変化を新規契約獲得へ着実に繋げ、業務効率化の推進等により、 過去最高の収益・利益を更新	

(2) 経営数値目標に対する進捗状況

① 主要経営数値目標

	25年3月期目標	25年3月期実績
連結経常収益	660億円	676.8億円
連結経常利益	48億円	49.4億円
連結ROE	10%	11.2%
株主還元 (配当性向)	20.0%	20.2%
シナジー創出事業 売上高・売上高比率	72億円 11%	72.3億円 10.7%
損保単体SMR (ソルベンシーマージン比率)	320%	345.2%

② 主要KPI目標

	25年3月期目標	25年3月期実績
保険事業		
損害率	60.9%	60.6%
事業費率	32.3%	32.3%
コンバインドレシオ	93.2%	92.9%
シナジー創出事業		
遺伝子検査検体数	6.5万検体/年	6.6万検体/年
腸内細菌叢 申込数	25.2万測定/年	24.2万測定/年
健康イノベーション 事業売上	8億円	2.90億円
病院事業※	売上:22億円 のれん償却後利益:黒字	売上:21.9億円 のれん償却後利益:▲0.3億円

※過年度を含め、簡接部門
経費配賦後の数値を記載

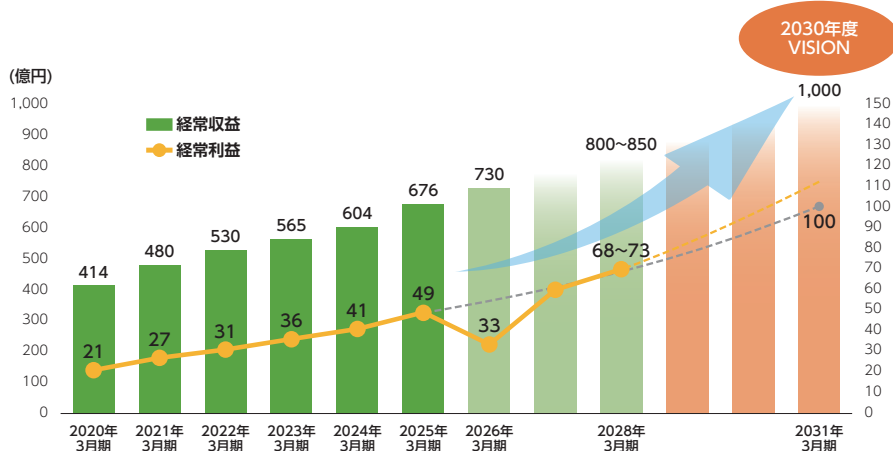
中期経営計画2025-2027

(1) 経営数値目標

予防型保険実現のための先行投資を実施し、中長期的には更なる利益成長を目指す

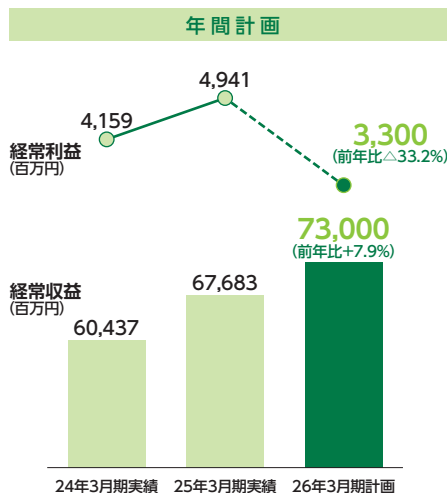
2028年3月期 経営数値目標

連結経常収益 800～850億円	連結経常利益 68～73億円	連結ROE 12%水準
---------------------	-------------------	----------------

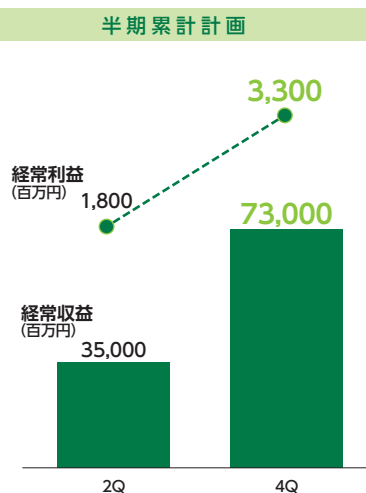


(2) 損益計画

年間計画



半期累計計画



(3) 基本戦略



(4) 2030年度ビジョン



2030年度ビジョンの実現へ

どうぶつ業界における川上から川下までを
発展的に繋ぐインフラプレーヤーとして無限大の価値を社会に提供する

株 主 メ モ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月開催
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
同 連 絡 先	TEL 0120-288-324
公 告 方 法	電子公告にて行う 公告掲載URL https://www.anicom.co.jp/ ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします

定 時 株 主 総 会

会 場 ご 案 内

会場 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
郵便番号 160-0023
電 話 03 (3362) 4792



- 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」1番出口 徒歩約3分
- 都営大江戸線「都庁前駅」E4出口 徒歩約7分
- JR線・京王線・小田急線「新宿駅」西口 徒歩約15分

